清代外省の警察機能について

——割辦案を例に——

谷井俊仁

はじめに
一　州縣官系統
二　綠營系統
三　情報の移動
四　機能の硬直化
結語

はじめに

『清國行政法』によれば、中國における警察のあり方は、次のように概觀される。

古代ノ國家ニ在リテハ、警察ハ政務ノ全體ト混淆シ、其稍分化セシニ當リテモ、概ネ軍旅及裁判ノ事務ト關聯シ、近世國家ニ於ケルカ如ク一箇獨立ノ行政ヲ成スコトナカリキ。是レ東西諸國ノ皆其揆ヲ一ニスル所ニシテ、支那法制上ノ沿革モ亦此原則ノ範圍ヲ脫スルコト能ハス（原文は句讀點なし）。(1)

そのため、『清國行政法』は第貳卷第一編第二章第二款「警察ノ機關」において、何を記述すべきかかなり逡巡した

末、結局は、「實際直接ニ之（警察）ヲ執行スルモノ」として、保甲、民壯、族正、地保、及び近年新設された警察官署についてのべるとしている。

しかし、この處置は苦心の作なのであって、警察が政務の全體と混淆するという原則は放置されたままになっているのは明らかである。

本稿は、『清國行政法』とは逆に、清代外省の警察機能がどのように各機構に分散、混淆されていたかを明らかにすることを目的としている。(2) それが明らかになって始めて、清代の警察について議論がし得ると考えるからである。

ただ、警察機能が特定の機構に歸屬されてない以上、それを記述するにあたっては、何か一つ具體的な事例に卽して記述するしかないであろう。そこで以下においては、割辮案という事件を具體例として考察を加えてみたいと思う。

割辮案の展開、それをとりまく社會狀況については、既に述べたことがある（「乾隆時代の一廣域犯罪事件と國家の對應——割辮案の社會史的素描——」『史林』七〇—六。以下前稿と略す）。そのため、ここでは簡單に紹介するに止めたいが、割辮案とは、讀んで字の如く、人の辮髮を翦り取るという事件である。乾隆三三年六月一二日の上諭によって犯人拏獲の大號令がかかり、延々三ヶ月にわたって大搜査が繰り廣げられたものの、結局首犯を拏捕することができず、九月二四日の上諭で搜査の打ち切りが命じられた。この事件の顚末については、吳振棫『養吉齋餘錄』卷四に要領よくまとめられているので、次に揭げておく。

乾隆閒の割辮匪徒は、事は浙江に始まり、蔓延すること甚だ廣し。遠きこと吉林の如きも亦この說あり。民閒日夜驚恐す。又言えらく、翦られし人、根を幷せて翦去するに非ざれば必ず死すと。ここにおいて、翦られし者皆その根を翦る。復た翦るところの辮を買う者あり。造橋の用と云う。無稽の言にして、窮詰すべからず。高宗嚴旨もて緝獲すること多人。京に解りて質審するに、悉く眞犯に非ず。大いに索むること年餘。迄に蹤跡を得ず。その後、朝廷情の僞りなるを燭見し、妄拏を飭禁す。詔旨甫めて頒たれ、訛言頓に息む。

これを讀めばわかるように、この事件は、華北・華中の全域をまきこんだ廣域犯罪事件であり、捜査側は、その廣大な地域、莫大な人の中から犯人を拏獲しようとした。その過程でかなり多様な人閒が動員されたのである。

もっとも、割辮案の實際を傳える諸史料(3)、主として實錄・奏摺、に現れる人閒だけが捜査活動に攜わったのでないことは言う迄もない。いわばその活動を支える裏方の如き人閒は、史料の表には出てこないのであって、それらについては、他の史料、專ら官箴書で補って明らかにせねばならない。そのため以下の論述では、割辮案を扱うとのべておきながら、制度史的な議論になるであろうことを、預め斷わっておきたい。

一　州縣官系統

州縣官＝地方の文官の管轄下で捜査に從事する存在としては、まず捕役をあげねばならない。捕役は、逃人・拐子・盜・賭博・私鹽や、人命・犯姦などの重情、容疑者が逃亡してしまった場合など(4)、總じて緝案と呼ばれる、捜査活動の必要とされる事件に動員される。割辮案においても當然動員されている。

保定省城は、臣（直隸總督方觀承）已に弁兵を派撥し、捕役と會同して、預め意を加えて訪査をなせり(5)。

捕役を出動させるのは通常の對應であり、なんら不思議ではないが、割辮案において、柔軟な對應とみなせるのは、捕役ならざる普通の衙役も出動させていることである。

七月初二日、差役の林華・陳明に據るに、逢魁先と幼孩陳年生を拏獲し、紙人・錫圓・符咒等物を搜出せりとあり(6)。

又、蕭山縣の盤獲せる僧人正一・趙凡等四犯は……巧みに開脱をなす。また擒獲の縣役蔡瑞をもって、坐するに枉栽をもってし、枷責して重處す。かくのごとく是非倒置せば、小民はなお何ぞ敢えて再び首し、差役は復た何ぞ敢えて人を拏せんや(7)。

衙役の本來の役目は、刑名關係に限って言えば、戶婚田土錢債などの裁判事件（訟案）に係わるものである(8)。しかもそ

れも、關係者の傳喚（呼び出し）とか、實地檢分する際の諸々の雜用とかであって、あくまでも裁判が成立するために補助するのがその役割であった。(9)

しかし割辮案では、前稿でのべたように、皇帝自らの犯人拏獲に對する執拗な督責があり、捜査形態を盤詰（不審者を檢問によって捕える）にして人手が必要であったために彼等まで動員されたと考えられる。

ただ、衙役・捕役を動員する仕方には色々手續があり、必ずしも簡單ではない。それを次にのべなくてはならない。まず衙役からのべるが、衙役が捜査に出動する時、手續き的にどう異るのかは實はよくわからない。ここでは裁判の時のやり方と同じだと假定してのべることにする。

衙役が裁判の被告・證人を捜し出し、その身體的自由を奪うのを拘と言う。(10) もっとも、拘するといっても勝手には出來ないのであって、その際には、差票とか簽票とか呼ばれる令狀兼出張證明書の如き文書が衙役に發行される。この差票を持って始めて正當に拘することができるのである。

そのため、差票の發行及びその失效（銷票）は、衙役を統制する重要な手段となるのであるが、この過程を理解するためには、州縣衙門における文書處理システムについて述べておかねばならない。

州縣衙門は、大きく二つの空間、外衙と內衙に分かれる。前者は、書吏・衙役がつめている公的な空間。後者は、本來は知州・知縣の私的な空間であるが、實際には、家人・長隨と呼ばれる使用人、幕友と呼ばれる顧問を私費で雇って、文書の點檢・管理を行い、外衙の書吏・衙役を、文書の上で間接的に統制していた。

內衙と外衙は、空間的に隔絶しており、自由な移動はできない。兩方の接點にいて文書の流通を行い、人の出入りに監視の目を光らせているのが門房（門上、門丁）と呼ばれる家人である。全ての外衙・內衙間の文書流通は、その手を經るのである。

外衙には、吏・戶・禮・兵・刑・工の六房、承發房・供招房等があり、經承という書吏頭のもと、多くの書吏がそれぞ

れに配屬されて仕事をしている。彼等は事務員である。それに對し、實際に力仕事をするのは衙役であって、皁班・快班・民壯・捕班の四つに分かれ、それぞれ頭役に率いられていた。

一方内衙の方は、跟班と呼ばれる小閒使、炊事人たる管厨、顧問たる幕友などを除けば、家人達が、門房、簽押處、用印處、標判處、掛號處、謄批處といった部署に分かれて、文書管理をしていた。(11)

内・外衙閒の文書の流れは、瞿同祖氏によれば以下の通りである。ただし、筆者の判斷で一部補い、それについては＊を附した。

外部衙門→門房（以下内衙）→簽押處→知縣・幕友（批によって處理の方向を指示）→掛號處（文書の整理番號を打つ）→簽押處→門房（以下外衙）→承發房（外衙の文書流通を請負う）（以上過程A）→六房（批に従って草稿作成）→承發房→門房（以下内衙）→簽押處→幕友（草稿に手を入れる）（以上過程B）→知縣（認可・不認可を決定）→簽押處＊→門房（以下外衙）→承發房（以上過程C）→六房（決定稿の作成）→承發房＊→門房（以下内衙）→簽押處→用印處（印を捺し、これで文書の效力がでる）→簽押處（文書の形式を確認、硃批の標判を行う）→掛號處（整理番號を打つ）→門房（最終點檢をする）→外部

およそこのようなものであったろうが、實際には色々なルートがあり、あくまでもこれは一例である。ただここでは、内衙で判斷が示され、外衙でそれに應じた文書を作り、内衙の檢閲を經た後に實施に移されていたことを、とりあえず確認しておけばよい。

さて肝心の差票についてであるが、これについては最近滋賀秀三氏の論考が發表された（「淡新檔案の初歩的知識――訴訟案件に現われる文書の類型――」『東洋法史の探究――島田正郎博士頌壽記念論集』所收）。これは、臺灣に現存する淡水廳・新竹縣の檔案を精査し、そこに現れる文書について、類型化し、解説を加えたもので、實物に據る強みがある。筆者もこの成果を利用しつつ差票についてのべてみたい。

滋賀氏によれば、差票の原稿には、四欄、又は五欄の印判が捺されているという。五欄のものについてのべれば、右か

ら○月○日發房、○月○日送稿、○月○日發稿、○月○日送簽、○月○日簽發、という具合である。(12)

發房とは、氏ののべるように胥吏に書類（批の附された訴状）を廻付することであるが、この廻付された胥吏は承行吏書と呼ばれる。(13) つまり、彼がその事件擔當の胥吏となるのであり、差票の原稿作成等々の事務は彼の仕事となる。これは先程の文書の流れにあてはめれば、過程Aに當る。

次の送稿は、氏によれば書吏が差票の原稿を送って來ることで、過程Bに當る。發稿は、「長官が點檢・添削の上で裁可の「行」字を與えて再び胥吏に交付」することで、過程Cに當る。

送簽は、氏によれば、胥吏が確定原稿に基いて差票の正本を送ってくることであるが、朱筆記入を待つ文字は空白であるという。

朱筆記入される主なものは、係りの差役の名、日附の數字、票の有效期限、裁可を示す行の字であるが（二六六頁）、これらの中で一番大切なのは係りの差役を誰にするかという簽名であって、清代の官箴書にはこれについての議論が頻見される。

というのも、「差の利たるは顯然なり」という狀況があるからである。(14) 差票は、衙役が一般人と接觸する際、その行爲の正當性を保證する公的文書であって、獲得をめぐって不正が行われ易かった。

そのため簽名を行う者は、いわば衙役に恩を賣るような形になるわけで、誰が實際に簽名しているかは重要な問題なのである。

滋賀氏は、「署內で朱を用い得るのは長官のみであり、これによって長官が親筆をもって確認、裁定、裁可した文書であるという權威が表示される。」、「「簽發」は長官がこれに朱を加え縣の公印を捺して擔當衙役に交付すること」とのべ、(15) 長官自らが朱筆を揮って簽名し、公印を捺すかのようにのべられるが、官箴書によれば、必ずしもそうとは限らないようである。

『福惠全書』によれば、平常の輕案の場合は書吏が簽名し、命・盜等の重案は、知縣が行うとある。[16] また、瞿同祖氏による先程の文書の流れにも、過程C以降、知州・知縣は出てこないようであり、むしろ朱筆を揮うのは簽押處の家人、公印を捺すのは用印處の家人のようである。現代の日本の役所においても、必ずしも長官自らが印をついているわけではないのと同じ様に、清代の衙門においても、朱筆や官印は長官が自ら全て行っていると言うよりは、ルーティンワーク的部分、重要でないものについては、家人・幕友が行っていたと考えた方が實體に近いのではあるまいか。

ただ、かと言って知縣・知州が全く誰が簽名されたかを知らないというわけではなく、誰が派遣されたかは必ず内衙で把握されていたのである。[17]

次に捕役についてのべる。捕役が出動するのは、衙役の訟案に對し、命・盜・拐・竊などの緝案である。緝案の特徴は、「その案發して、已に逃逸せるもの」[4]という具合で、犯人・容疑者を捜索する必要があることである。この時、犯人・容疑者の身體的自由を奪うことを緝・獲・拏・捕・擒と言う。[18] 一方、聞き込み、風評によって捜査する事件を訪案と言うが、この場合にも捕役は出動する。[19]

州縣衙門には、捕廳・捕衙という組織があり、佐貳官に率いられている。捕役は、いわばそこに屬している衙役である。しかし捕役は、實際には知縣によって出動させられており、實質的には刑房に支配されていた。そのため佐貳官は、捕役に對して全面的な統率を及ぼしていたのではなく、知縣に稟明した上で捕役を率いて捜査に當るという、現場監督的な役割を請負っていたにすぎない。[20]

捕役にもやはり牌、票といった文書が給付される。票は、衙役の差票と同じく任務を規定した文書であるが、牌は身分證明書である。もっともこれは本來の區別であり、概して曖昧である。恐らく、牌なくしては票は執行され得ず、票なくしての牌は無意味なるが故に、兩者が融合していく方向にあったのであろう。

牌・票は、佐貳官が發給したり、差票の如く知縣が發給したりした。[21] それは、一般には事件の呈報があった場合に給付

されたが、廣緝批牌なる訪案用の牌もあったようである。(22)

このように、衙役・捕役は、票・牌を攜えて拘拏するわけであるが、彼等は票・牌に明記された期限までに、當該の人物を拘拏して衙門に連行し、票・牌を註銷（無效と記す）する必要があった。なぜならそうしないと、彼等は、票・牌のもつ拘拏の正當性に事藉りて惡事を働くからである。そのためたとえば、官の側としては、一二月の封印（御用納め）の時には一旦返却させ、正月の開印（御用始め）の時に再給付するという愼重さであった。(23)

票の處理についても、やはり滋賀氏が先程の論考の中で言及されている（二六七～八頁）。氏によれば、稟なる復命書が差役から提出され、その中で票の返納がのべられ、それに對し長官が批で指示（大半は票銷、つまり回收破毀）を與えるという。ただ不思議なことに、復命書が出るのは半數に及ばず、復命書がでても、それは票の回收期限を大幅に過ぎてからであるという。

筆者は票の實物を見ていないので、滋賀氏の疑問に對して適切な解答を示すことはできないが、票の處理については『各行事件』の次の記事が參考になるように思われる。

息案及び審結の案にして、差票の外にあるあらば、均しく役を喚びて署に進め、限を立てて門房に繳入せしむるを要す。自己官に回し、硃筆もて銷と標さんことを請う。(24)

この自己というのが誰であるかが問題だが、『各行事件』は恐らく家人の爲の手引書であるから、衙役ではなく、門房、又はそれ以外の家人を指すのではないかと思われる。そうであるとすれば、復命書は家人の手を媒介して提出され、しかもそれが提出されるのは、裁判が一件落着した後のようである。そのために、票の期限より大分後に復命書がでるのであろう。又、『福惠全書』によれば、月に六回程、ひまな時に、一括して票を銷毀するとある。

その清號の日期は一月に六次、空日を擇定し查比す。早堂の事畢らば、該吏に責成し、各房及び差役を喚びて聽比せしむ。もし比日に該吏稟せざれば、卽ち延捱作弊をもって重責す。その銷過せる廢牌は卽ち勾抹して署內に存し、も

って査考に備う。[25]

稟とは、面稟という語があることからわかるように、[26]必ずしも文書とは限らず、口頭の時にも使う語である。右の『福恵全書』の記事も、書吏が口頭で銷票を請うているとみる事も可能であるから、必ずしも復命書を備えなくてもよかったのである。又、票が失效してから實際に破毀される迄の間は、この記事から推定する限りでは書吏、恐らくは承行吏書が票を保管していたように思われる。

このようにして破毀された票は、その後、一件文書に貼附されて内衙に保存され、外衙には流出しない仕組であった。[27]

又、牌も票と同様のプロセスで處理されていた。[28]

このようにしてみてみると、一人の衙役、一人の捕役を派遣するためには、書吏・家人・幕友・知縣が全て干預し、しかも文書が何度も往復しなくてはならなかったことがわかる。必ずしも簡單な話ではなかったのである。

しかも、以上の各過程の中で、捜査、警察業務を受け持つよう分業化されていたのは、捕役だけにすぎない。書吏は刑房の書吏であるし、幕友は刑幕なのであるが、彼等にしても、多くの刑名的事務の中の一つとして警察業務は位置づけられているにすぎない。[29]いうなれば、捕役以外は皆、警察業務を兼業していたのである。

以上が『清國行政法』言う所の「警察ハ政務ノ全體ト混淆シ、其稍分化セシニ當リテモ、概ネ軍旅及裁判ノ事務ト關聯シ」の具體相である。次章では、この章で言及できなかった「軍旅」について論ずることにする。

二　綠營系統

割辮案で綠營が動員されていたのは、既に史料を示しておいたが（八九頁）、念のためもう一つあげておく。

（兩江總督高晉）並びに又提臣に咨會し、各鎭に照會し、各營の將・備・汛弁に責成して、一體に周巡して査緝せしむ。仍りて另に武員内の能事の遊・都・守備・千・把等官を選び、給するに專劄をもってし、裝を改め服を易え、深

山の寺院・人烟の輳集せる處所にありて、密かに訪緝を行わしむ。(30)

このように大々的に動員の號令がかかっているのであるが、實は、割辮案のような性格の事件に綠營が動員されるのは、本來ならばなじまないことであった。特に右の様に大々的に動員されるとなると尚更である。そのため、逆にこれを組織運營の柔軟さともみなし得るのだが、とりあえずは、綠營の通常の任務を見ておき、それから柔軟かどうかを判斷するのが筋であろう。

綠營に關しては、羅爾綱『綠營兵志』が基本事項をまとめており、大變重寶である。ここでもそれによってみていきたいが、綠營の平常任務として羅氏は、①餉鞘・人犯・錢糧等の解送、②衙門・倉庫・監獄等の警備、③緝捕、④邪教・抗糧・械鬬・賭博・倡伎等の察奸、⑤私鹽・私鑄等の緝私、⑥漕船・銅船等の承催、⑦特別差役に分けている。(31)

ここで割辮案に最も關係ありそうなのは、④の邪教であろうが、『光緒大清會典事例』卷六三六、綠營處分例、雜犯を見ると、邪教關係の處分例が出るのは、嘉慶以後である。又、後程詳しくみるが、乾隆三四年一〇月二〇日（丙寅）の上諭で、武官は民間邪教に關しては責任を負わないと明言されている。そのため、少くとも割辮案の頃は、法理上は邪教と綠營は無關係だったとみてよい。

となると、それ以外で割辮案の場合と似ているのは、③の緝捕であろう。⑤の緝私も搜査活動が必要で、割辮案と似てなくもないが、對象が特殊に過ぎるきらいがある。よって以下では、緝捕の記事に從って綠營の通常の運營のあり方を見ていくことにする。緝捕とは、事實上捕盜ということであり、處分例でも多大な比重を占めている。

綠營は、自ら暴力の手段を有するのだから、全ての捕盜に關係するのではなく、何らかの形で暴力を伴う盜、つまり竊盜ではなく強盜の時に出動すると考えるのは自然である。

蓋し將弁多く竊案は強刦に比せずと以い、疏防の虞れあり。(32)

と江西巡撫輔德がのべる（乾隆二九年）が如くである。

だが、このような輕犯に對して處分規定がなかったわけではない。『康熙大清會典』卷九九、兵部一九、緝盗、凡捕盗功賞に、

康熙十一年題准す。竊盗一名を拏獲せば、賞銀十兩。二名は賞銀二十兩。

とある。

もっともこれは、もしかしたら北京における規定であって、地方では適用されなかったかもしれないので、「凡地方失事」なる項目をみると、『雍正大清會典』卷一三八、兵部二八、緝盗、凡地方失事に、康熙三七年に至って始めて竊盗に關する規定が出ることがわかる。

（康熙）三十七年覆准す。嗣後凡そ強・竊・仇盗の疑似して未だ明らかならざるの處あらば、武職官は期を限りて題參するに拘わらず、ただ限内に兵部に報明して案に存せしむ。文職の審明して定案せし後を俟ちて、卽ち疏防の各官をもって題參し、例に照して議處す。

これは、「凡地方失事」なる項目で、始めて竊盗に言及したという點で注目に値する。しかしそれは、積極的に竊盗を綠營の處分の條件にしていこうとするものではあるまい。先程の輔德の發言や、後程見る布蘭泰の發言のように、乾隆期になると綠營は竊盗に對しては無關心、責任外とみなすようになっていた。このような時代の流れを考えるならば、この時點で強盗と竊盗を區別したのは、處分例上今迄盗の一言で區別されていなかった兩者を區別し、今後は專ら強盗の方だけを綠營の處分の對象にしていこうとする法的思考を示しているとせねばならない。

そうであるとすれば逆に、それまで處分例の中で使われている盗の字は、竊盗を含むと考えるべきであり、竊盗に對しても綠營は責任を負っていたのである。

これはある意味では當然なのであって、順治・康熙期は、明清鼎革に伴う諸々の社會不安の餘震をまだ被っていたのである。そのため、竊盗と強盗の區別などせず、とにかく治安維持、社會安定のために、綠營が前面に出る必要があった。

しかし、次第に秩序が回復し、社會が安定してくるにつれ、綠營が全面的に出て來る必要性は失せてきたのである。確かに、竊盜に對して處分規定を適用することは、法理上は不可能ではない。しかし、竊犯のように發生件數の高いものに一々適用していてはきりがない。

又、より切實な問題としては、綠營の實質的な組織單位である營は、營の所在地（專ら府の所在地である）にはまとまった兵丁を擁してはいるものの、その他の所では、たとえ縣城と雖も、一〇人程しかいない場合があったのである。その例として、雍正五年に設けられた山西省の澤州營を見てみたい。左は雍正一三年頃の陣容である。

職名	駐劄地	管轄	兵丁數
都司簽書	府城	鳳臺・高平・陽城・陵川四縣	一一〇
千總	府城	鳳臺東・西・北三路の汛地六ヶ所	一八
把總	攔車鎮	鳳臺南路の汛地七ヶ所（但し攔車鎮汛二〇名、橫望鎮汛五名）	四〇
外委千總	高平縣城	縣城、汛地六ヶ所	二八
外委把總	陽城縣城	縣城、汛地三ヶ所	一九
外委千總	陵川縣城	縣城	一〇
		計	二二五(33)

澤州府鳳臺縣城に遊軍としてまとまった兵丁がいる他は、縣城といえども守備隊は一〇人。あとは汛と呼ばれる駐屯地に概ね三人いるのが內實である。

このように少人數しかいないとなると、綠營は、所によっては、先程の羅氏の分類で言うなら、①・②・⑤・⑥、特に①の解送に專ら役使されてしまい、實際問題として竊犯まで手が回らなかった。又、それについては、州縣官の下の捕役がいるのだから、それにまかしておけばよいということになる。

以上の事情により綠營は、捕盜に關しては、暴力性のない竊盜には出動せず、暴力性のある強盜に出動するというように、自らの守備範圍を劃定していったのである。

そのため、乾隆期ともなると、先程の江西巡撫輔德の言や、直隸古北口提督布蘭泰の言、

且つ盜案は弁員の參處あるによりて、なお戒懼を知るも、竊案は並びにこれを勤緝するなし。拘提は任意にして疎虞たり。

（乾隆一五年）に見られるような、竊犯に對する我れ關せず的態度がはびこっていたのであった。(34)

このように、緝捕における綠營の關與の變遷をみていき、それによって推し量るならば、割辮案の如き事件に、綠營が出動、それも大々的に出動しているのは、非常に特異な事態だということがわかる。なぜなら割辮案は、竊盜と同じく全く暴力的要素のない事件だからである。犯人達は、迷藥を使って人を失神させることはあっても、暴力を振うことはない。

しかるに、暴力性の缺如した割辮案に、綠營が投入されたのは、前稿でのべたように、乾隆帝が異常なまでに事件解決を目指したことと、盤詰（不審者訊問）という搜査形態をとったために、多大な人員が必要だったことに歸因する。

また、他に見逃すことのできない原因として、上述の如き法運營の現實を無視したかのような素樸な見解が存在したことを指摘せねばならない。それは、乾隆帝の上諭の中に端的に現れる。

（乾隆）二十八年諭す。地方の文武は均しく緝匪の責あり。(35)

このような素樸な見解がある限り、割辮案における綠營の動員は、法的にはともかく、常識的には何等異とするに足りないのかもしれない。事實、割辮案の搜査に當った浙江巡撫の永德も、

その各處の營汛の武弁もまた緝匪の責あり。臣先に上諭を奉ぜるの時、俱に已經に提臣に移會して、轉飭して嚴密に協緝せしめて案に在り。

とのべている。(36)

ところが、地方の文武は均しく緝匪の責があったにしても、文武が緝匪の利害を同じくしていたとは限らなかった。むしろ文武は、緝匪に關して一致團結できず、互いに反目しあっていたのが現實であった。

（乾隆）二十八年諭す。地方の文武は均しく緝匪の責あり。乃るに、州縣捕役中の狡猾なる者、平時は賊を豢うをもって故智となす。或いは、弁兵の首先に躐獲するを經れば、既に己に利せず。有司等もまた捕役より獲うるに非ざるをもって、未だ心に畛域を存するを免れず。輒ち、送審の時に、その狡展して、巧みに開脱をなすに任す。外省の積習相沿うことまた一日に非ず。(37)

要するに、綠營側が拏獲したとなると、州縣官側は當然疏防の罪に問われるわけで、州縣官としては、裁判權を一手に握っているのをいいことに、犯人を無罪釋放してしまうのである。

一方、州縣官側にも言い分はある。

緝賊の事は、專ら捕役にあり。營兵と協緝するものあるも、大いに是れ事を誤る。夫れ營兵は、賊に借りて以て民を擾がすにすぎず。捕役もまた兵を指して、以て過を卸すを得。何の益あらんや。捕役を專差して、方めて責成あるにしかず。(38)

綠營は、單に滋擾するにすぎないというわけである。

しかし、實際問題として、兩者は同一空間に共存しているわけだから、何とかして衝突や、責任のなすりあいを避けなければならない。その解決策は、兩者の守備範圍をしっかりと劃定することに求められた。

しかしこの方法は、當然自分の守備範圍以外に關しては、責任はないという態度を生みだす。特に、本々反目しあっているとすれば尙更である。

同城の文武は、休戚はこれを均しくし、捕盜・緝私は事皆一體なり。畛域を小分するは、ややもすれば窒礙多し。そ

の始まるところを原ぬるに、半ばは兵役睦じからず、偏護して嫌を成すに由る。(39)

汪輝祖が、營伍と和せと説く所以である。

このように地方においては、文武が互いに反目しあっていることもあって、警察業務は、何が文官の責任であり、何が武官の責任であるかが、暗默の了解として決定されていたのである。確かに「文武は均しく緝匪の責あり」という素樸な見解が暗默の了解を打ち碎いたこともあるし、その了解に反する法令も存在した。しかし、平常時には暗默の了解が支配しており、その了解に抵觸するよう法が運用されることもなかったのである。

しかし、この文武間の暗默の了解は、割辮案の翌年、乾隆三四年に至って明るみに出される。それは、『高宗實錄』三四年一〇月丙寅（二〇日）の記事、失察邪教の咎により降調を部議された副將・遊擊を差委に留めたいという兩江總督高晉の奏摺に乾隆帝が答えたものである。

乾隆帝によれば、地方の公事は文武倶に責任があるが、やはり自ずと區分がある。例えば、聚衆抗官・江洋盜劫・私鹽・拒捕等は武官の責が重い。民間邪教・賭博・燒鍋等は文官の專責であって、武官は無關係である。竊盜の疎防も文官の方が重くあるべきである。而るに、舊制で文武倶に吏議に與るのは不適當である。よって乾隆帝は、吏部・兵部に、文武の責をそれぞれ明確化するように指示したのであった。

この指示は、後に乾隆三九年の『中樞政考』として結實するが、(40) この上諭を引き出した原因の失察邪教が、割辮案の搜査によって副次的に明るみに出た諸々の邪教を指すことはほぼ間違いない。(41)

このように、治安維持における文武の責の明確化という、清代官僚制度上劃期的な上諭を引き出し、結實させた點に、割辮案が時代に及ぼした意外な側面を見てとることができる。

しかし、以下のことは乾隆三九年の『中樞政考』を精査しなくてはわからないが、今迄暗默の了解ですませておいたものを明るみに出す、つまり、はっきりと何が誰の責任であるのかを明文化するのは、警察機能の分業化を越えて、むしろ

繩張り主義（畛域の見）を公認化するものになりはしないだろうか。なぜなら、今迄は暗默の了解であったが故に、逆に「文武は均しく緝匪の責あり」という曖昧な常識的見解も認められた。しかし、責任の歸屬が明文化されたことによって、そのような素樸な見解は通じにくくなり、自分の責任外のものは他人の責任内のことであり、與り知らぬということになるからである。何しろこれは處分例なのであるから、下手に手を出して處分を受けたら大變である。

このようにして、責任範圍は益々精密に劃定されていく。つまり、處分例が益々增えていく。このことがもたらす結果については、第四章でのべよう。

三　情報の移動

前の二つの章では、州縣衙門内における警察機能の混淆、文官と武官との閒における警察機能の分擔を見てきた。本章では、專ら文官系統に卽して、上下官廳閒にどのようにして情報が行き來していたのかを見てみることにする。警察機能が特定の機構に分化されていなかった以上、警察關係の情報も、既存の一般行政の情報ルートに乘って傳達されるからである。

清代において、上級官廳から下級官廳への文書を下行文書、下級官廳から上級官廳への文書を上行文書、同等官廳閒の文書を平行文書と呼んでいたことは周知の事實である。

ただ、若干奇妙に思われるのは、事實上官廳閒の公的なやりとりであるにも係わらず、形式的には私信としてやりとりされる場合があることである。例えば、上行文書では詳が公的文書であるのに對して、稟が私的文書に當る。(42)

この公私の區別をどこでつけるかというと、端的には、官印の有無によって決るのである。官印こそが公的權威を保證する。(43)

それでは、なぜ官印のない私信である稟が事實上公文として用いられるのかと言うと、稟は私信であるが故に、必ず上

司が目を通してくれるからである。汪輝祖は言う。

申上の文を驗といい、詳といい、稟という。驗はただ立案するのみ。詳は必ず批回す。然れど、ただ府批のみ內署由り核辦し、道より以上は皆經承擬批す。上官の寓目するに暇なきものあり。稟なれば則ち親閲せざるなし。情節繁瑣にして、詳に入るるに便ならざる、及び必ずしも詳辦せざるの事は、稟に非ざれば不可なり。(44)

第一章で見たように、衙門の文書處理機構は複雜であり、公文書が官に屆く前に多くの人閒の手を渡る。そのため、書吏頭の經承が判斷を示し、必ずしも官が判斷を示さない場合がある。それに對し、私信ならば必ず官の手に渡る。ここにメリットがあるわけである。それ故割辯案においても、大半の州縣官は稟で報告しているのである。

以上が上行文書のあらましであるが、官僚制では、權限が上級機關に付與されている關係上、必然的に上行文書よりは下行文書の方が重要になる。事實割辯案の史料で、壓倒的に多いのは下行文書のケースである。その中でも特に多いのは、「飭」という字で示される場合である。それは、誰それに飭して何々せしむ、という形で現れる。

もっとも、飭は誡めるという意味であり、素直に誰それに誡めて何々させるとでも譯す場合がないわけではないが、飭の字の背後に何らかの形で文書が附隨していたのは、官僚制である以上當然であろう。

清末の公文書雛形集である仝寶廉『公文式』では、(45) 下行文の中に飭そのものは出てこないものの、札飭・通飭と熟して、札なる文書形式の一種として紹介されている。割辯案で實際に確認してみると、

(兩江總督) 並びに各地方の文武に通飭して、黨羽を嚴拏せしむ。(46)

(安徽巡撫) 當卽に臬司に札行して、宿州・青陽縣に飛飭して、玉石・張四儒・張四・王機の各犯を嚴密に查拏せしむ。……宿州知州劉灼の稟に據るに稱すらく、密扎（＝札）を奉到し細查するに……(47)

というように、通飭・札飭の用例が出てくるのである。よって、「飭」の背後には、少くとも札なる文書形式はあったとみなしてよいであろう。

札には、下行文であるというだけでなく、官印の捺されていない私信であるという重要な性格がある。

劄と札は性質同じからず。故に形式もまた異なる。札は則ち標殊し、劄は標殊を庸うるなし。札の文面は蓋印を用いず。劄の文面は必ずすべからく蓋印すべし。(48)

このように仝寶廉は説く。さすれば、札は上行文の稟に對應するわけである。そうである以上、先の例で見たように、臬司からの密札を奉じた宿州知州が稟で報告し、

又、七月初七日に署貴池縣知縣董世明の稟に據るに稱すらく、密札を遵奉して……(49)

と、やはり密札を奉じた署貴池縣知縣が、稟で報告しているのもわかるのである。

それでは、なぜ割辮案において、上司は札を多用して指示を出したのであろうか。

第一章で州縣の文書處理機構を述べた際に、瞿同祖氏が提示した以外にも色々なルートがあると斷っておいた（九一頁）。例えば外部から來た文書で、知縣の目に觸れることなく、家人によって適宜處理されてしまうものがあったのである。

如し門上、文を送りて進來せば、先に官に送りて看せ、後に師爺に送りて看せしむるものあり。先に師爺に送りて核定し、再び官に送りて看せしむるものあり。師爺と官の看過するを待たず、先に發辦を行うものあり。その輕重緩急を論じ、事に臨みて變通して辦理せよ。(50)

というのも、一々官の判斷を仰いでいては、處理が遲れて、處分の對象となるからである。

上憲の來たすところの公文・札飭は、文・札をもって（家人が）拆看し、何か要緊の公事あらば、隨到隨辦せよ。若し遲延して官就の處分に與らば、卽ち不美たり。(51)

このように、官の知らないところで處理してしまうやり方がある一方で、札飭はまだしも官がしっかりと見る可能性が高かった。

上憲の來たすところの札飭、及び平行移文は、門房由り開拆して看過して送來す。（家人）自己から心を留めて看過し、件數を査點するを要す。官に呈して、閲して到期を判せしむ。官の到期を判せしの處は、自己から顆の內號章子を要す。(52)

そのため札が多用されたのである。恐らくこれは、札が本々は私信であったことに由來するのであろう。

しかし、たとえ札の由來が私信であり、又、現に官印を捺されることなく、私信の形態を保っているとしても、實質的に公文の機能を果しているとみるのが素直である。

その理由は二つあげることができる。一つは、先程のべたように、札の使用頻度が高いことである。そのため、札が原來は私信としての性質をもっていたとしても、その量が增えてくるにつれ、本來の公文を押しのけて、公文の機能を代替していくことになる。

二つ目は、札の傳える情報自體が、國家機能の履行を要求している場合があることである。例えば次の史料がそうである。

臣（江蘇巡撫彰寶）隨ちに揚州營遊擊白雲上に密委して、（海州に）飛赴し、地方官と會同して密速に緝拏せしむ。……一面、淮揚道巴靈阿、及び海州知州に飛飭して整備會辦し、務めて盡く拏獲を行い、並びに揚州に解赴せしむ。(53)

これを見ればわかるように、海州における犯人拏獲という任務を淮揚道、海州知州に命ずるのに、飭＝札飭なる私的文書が使用されている。しかも實は、もう一方の揚州營遊擊に下された委なる言葉によって表現された命令も、文書型式の上からみれば札なのである。なぜなら委は、官箴書で專ら札委という形で現れるからである。(54)

このように、札なる私信は、國家機能（この場合は警察機能）の履行要求に際しても使用される。又、それが奏摺の中で言明されていることから明らかなように、札のこのような使用は何等不法なことではなかった。それ故、札は事實上公文として機能していたとみてよかろう。

このような札という私信の採用の中に、組織運営に對する柔軟な態度を見てとることができる。規則、手續きで融通のきかない國家機構の中に、全くそれとは異る原理のものを貫通させる。札は官印が捺されず、權威が付與されないが故に、機構に邪魔されることなく傳達され、硬直化を救うのである。

しかし、この柔軟さは、卽座に硬直化への危機に直面する。便利さが私信の利用を高め、私信が亂發されてくる。この量の增大が私信の柔軟な性質を變容させてしまうのだが、この問題については、章を改めてのべよう。

四　機能の硬直化

前章でのべたような情報移動は、當然のことながら、第一章でみた州縣衙門、第二章でみた綠營をもまきこんでおり、文・武官が警察機能を果す上で不可缺の要素である。割辮案のように華北・華中の全域をまきこみ、一州・一縣で完結しえない廣域犯罪の場合を考えれば、いわずもがなであろう。

そのため、情報移動の性格が明らかになれば、警察機能が自ずとその性格と極端に反する形をとり得ないこともわかる。本章はこのような視角のもとに、警察機能の清代的な相を明らかにすることを目的とする。

以下のことは從來あまり注意されていなかったと思うが、清代の衙門で何が問題かといって、文書處理の多さほど問題なものはなかった。これに關する興味深い議論は、『皇清奏議』卷四四、王安國「請酌省簿書疏」（乾隆一一年）である。彼は、奏銷（決算報告）にどれだけ多くの書類が必要であるかを述べたあと、命盜案件にも論及する。若干長いが、次に譯出しておく。

殺人、強盜事件の場合は、事件が起きたら報告し、被害狀況を調べ、犯人を逮捕したら報告する。州縣で審問、刑の原案を作って府・按察司へ犯人を送るわけだが、府・司で審問するにあたって、全供狀をしっかりとみて、本當に疑點があるならば、つきかえして再審させる。これは、恤れみ刑を愼重にするの意である。しかるに、幕友・書吏は勝

手氣儘で、ざっとみただけで、枝葉末節をあげつらう。しかもおよそ全供狀に對して、適當に指摘してきて、全くピントはずれである。けれども、州縣官は一々返事をせねばならず、犯人はたらいまわしで、やっかいこの上ない。供狀を何度も何度も點檢しなくてはならないのは言う迄もない。又、審理の書類を作るのには、一々期限があって、やや遲れたりすると、降格處分がある。按察司・府の方としては、もうつきかえしたわけだから、責任をとらされることはない。しかし州縣側としては、にっちもさっちもいかない。司・府の屬官は、權限をもっていることをよいことにゆすってくる。州縣側は地位に係わるから、その求めに應じざるを得ない。

このような、書類の多さを問題とする議論は、めだたないけれども、色々あるのであって、潘杓燦は、

官は案牘に繁にして、親しく限簿を核ぶる能わず。(55)

とのべ、劉衡も、地方官が「案牘に疲れ」ていたことをのべる。(56)

一體當時の州縣衙門にどの位帳簿があったかというと、『福惠全書』によれば、外衙・內衙各一本のが四一種、內衙のみのが五種といった具合で、內衙だけで四六種類もの帳簿があった。(57) それ故、文書整理（掛號）は重大事であった。田文鏡はのべる。

ただ、幕賓のその選を愼むは、人なおこれを知る。而るに、掛號の一事においては、則ち多く視て末節となし、州縣公務の頭緒繁多なるを知らず。(58)

そもそも文書には、匿名性とでも言うべき性格がある。つまり、一見しただけでは、文書の重要性の有無はわからないのであって、中身を讀んで始めてそれは判斷し得る。そのため、中身の重要性が判斷される前には、それらはあたかも全てが同等の比重をもっているかのように見えてしまう。

これを廻避し、何とか一見して內容を判斷しようという試みが、右でのべた掛號に他ならない。これについても、滋賀氏が興味深い報告をしておられる。

氏によれば、指令書の原稿には、「一　票　仰」など飛びとびの三文字が標目的に記される。二字目（この場合は票）は文書の種別を示す。三字目（この場合は仰）は命令態様を示し、他に飭とか、差とか、催とか記される場合がある。ところがこの三字目は、指令書原本には轉寫されない。それは、「あとで檔案を繰って見るときに見出しとして役立つよう、原稿に附された標目だと見ておけばよい。」とのことである。(59)

又、我々が當時の檔案を讀むとき、いつも一番最初にお目にかかる、「……して……の事の爲にす」という決まった言い廻しも當然右のような努力の一つとみなさなければならない。

しかし、このような努力をしても、なお且つ王安國のように悲鳴をあげざるを得ないとすれば、當時の衙門における文書の量は、恐らく膨大なものがあったのであろう。仰、飭、差、催などと分類しても、それぞれについて、また膨大な量の文書が存在したと思われる。

このような膨大な量の文書が現れる原因の一つに、第二章でみたような、責任範圍の細分化（＝處分例の增大）があることは閒違いない。

（安徽巡撫）馮鈐奏するに、江西副考官馮晉祚の家人朱常、髮辮を割せらる、請う、該管の署潛山知縣章大倌をもって革職し、協緝せしめん等の語あり。辦ずるところ甚だ非是に屬す。已に摺內にて批飭せり。これらの匪犯各省に蔓延し、閭閻を擾害す。地方官もし實力上緊に查緝せずんば、將來完案の時に、自らまさに查明して嚴に參處を加うべし。この時なお必ずしも遽かに糾劾を行いて、轉じて不肖の州縣をして、甘んじて一官を棄て、卸責するを希圖せしめざれ。(60)

このように、革職に値する人閒を、そのままにとどめておくには文書のやりとりをしなくてはならない。又、前稿でのべたように（四七頁）、降格處分を受けた人閒を、新任につける際には、「於地方大有裨益」と一筆書かねばならない、等々。しかし多分もっと重大な要因は、このような處分關係の文書が增えるというよりは、責任範圍が細分化されると、範

圍閒で責任の受け渡しが行われる機會が增え、それに附隨する文書が增えることに求められるのではあるまいか。

いずれにしても、とにかく文書の量が膨大であるのは事實であった。そして、文書處理機構は、第一章でみたように、警察業務ということで獨立して取り扱われるのではなく、他の業務と兼業的に取り扱われていたにすぎなかった。

そうである以上、警察業務は、文書處理の段階で滯ってしまうのである。警察業務と雖も、それだけでは何等特別扱いの對象ではないのだから、當然である。警察機能は文書處理のレベルで硬直化することになる。

このような硬直化を廻避する一番安易で小手先の手段は、處理せねばならない多數の中から、とりあえず一番緊急なものを選擇し、それを速やかに處理することである。

來たれる文書は、何事なるかを査看せよ。刑名のごときは、急ぎて刑名處に送り核辦せしむ。錢穀のごときは、卽ちに錢穀處に送りて核辦せしむ。あるいは刑・錢兩處俱にあらば、仍りて刑名處に送りて核辦せしむ。刑・錢看畢らば、單を粘りて送來す。卽ちに號件處に送りて掛號せしむ。掛し畢らば送來す。過細に看明し、門房に送交して房に發して稿を敍せしむ。務めて事の緊急を看るを要す。緊急の事のごときは、房をして火速に稿を送らしめ、上憲に申報せよ。(61)

毎日稿を看るは、均しくすべからく時刻を一定にすべし。もし要緊なるものあらば、則ち隨時に送看し、拘泥すべからず。(62)

このようなやり方は、割辦案の現實に徵しても確認されるのであって、飛飭だの迅速だの飛交だのその手の表現は枚擧に暇ない。

しかし、このようなやり方が根本的解決ではなく、小手先の解決でしかないのは明らかである。なぜなら、處理すべき事務は、別に嚴然として殘るからである。

臣（江蘇巡撫彰寶）査するに、揚州は江蘇適中の地に係る。今蘇松一帶は、吳壇（江蘇按察使）に責成して、就近に承

辦せしむ。臣、揚州查審の事件（兩淮鹽引案）ありといえども、仍りて兼顧して督辦すべし。もって匪黨（割辮案犯）の就近に根株悉く拔くるを期す。(63)

又、（河南巡撫阿思哈）另摺もて奏するところの入場して監臨せんの一節は、更に事を解せず。巡撫の鄉試に監臨するは、常例相沿うにすぎず。今該省現にまさに辦ずべき緝匪の要案（割辮案）あり。卽ち、まさに奏明して、布政使に交して入場代理せしむべし。乃るに、ただ成例に拘泥するのみを知り、竟に緝犯の重事を不問に諉ねんと欲するは、これ誠に何の心ぞ。(64)

このように、割辮案以外にもやるべき仕事はいくらでもあるのであり、江蘇巡撫の彰寶などは、二つ一度に出來ますなどと言っているものの、それが負擔であるのは閒違いない。

このように、警察業務は、恐るべき巨大な文書の海の中で溺れかかっていたのである。清末の改革は、當然その救出作業となるべきなのであるが、それについては結語に委ねることにする。

結　語

以上、割辮案を具體例として用いつつ、清代外省の警察機能が、どのように各機構に分散、混淆されているかを、專ら文書の處理過程を中心にして見てきた。冒頭に掲げた『清國行政法』の概觀は、支持されてよいであろう。

ただ、文書の量が多かったということは、そこでは論及されず、本稿では意識的に論及した。このことは清代的特性として認めてよいのではないか。

もっともこれは他の時代、明とか宋とかと比較した上での議論ではないから、清代に固有であると迄は言えないが、少くとも清代の國家機能を考える上では、無視できない點には違いない。

それではなぜ文書は增えてしまうのであろうか。その理由の一つは、清代の國家機構が空閒的、人員的、手續き的に巨

大であり、扱う對象・情報が膨大であるからであろう。これは誰でも容易に思いつく理由である。

ただ、筆者がこのような所與の條件、如何ともし難い條件よりもっと重視したいのは、清代官僚の有するあくなき明晰さへの意志、嗜好とでも言うべき意志である。

機構の繁雑なまでの整備にしろ、責任範圍の細々とした設定にしろ、情報の重みを問うことなく一律に文書化してしまうことにしろ、いずれも、細部をだにゆるがせにしない清代官僚の明晰さへの志向が生みだしたものと考えられる。なぜなら、それらはあまりにも細かすぎるからである。ただし、明晰さといっても、何か抽象的概念によって表現される明晰さではなく、あくまでも具體性に卽した明晰さである。例えば、責任範圍を空閒で區切るといった具合に。

そのため、全てが明確に區分され、分類され、ひいては、繁雑に、細かく、多くなってしまう。處分例にあらわれるような細かな責任分擔の規定は、分業の域を越えて、分類のための分類にまで至っているように思われる。筆者は、このような明晰さへのあくなき意志が、中國法の底にあるのではないかと豫感している。

以下では、京師・外省の區別にこだわらずに、清末の警察機能の整備を、今迄のべてきたそれ以前の機能と、明晰さへの意志という觀點から比べて結語にかえたい。

清末における警察制度の改革は、光緒二四年の湖南保衞局をもって嚆矢とするが、本格的には、三一年に巡警部なる警察行政專門の中央官廳ができてからである。これは翌年に民政部と改稱され、清の末年に及ぶ。(65)

これら新たな警察制度の創設は、

綠營は久しく窳敗を稱す。巡警亟やかにまさに振興すべし。(66)

又諭す。御史俾壽、各州縣差役の肆擾せる情形を奏陳せり。督撫に著して、各屬に嚴飭し、警察を速辦し、あらゆる差役人等をもって分別に裁撤し、並びに章程を妥議して以て積弊を除き、民艱を惜しましめよ。(67)

のように、十分に管理統制のできていなかった綠營・衙役を廢止してゆくことに一つの目的があった。

管理統制のための新たな施策としては、次の諸點を擧げることができる。㈠、人員の數的確保。㈡、餉薪の支給。㈢、經費の劃定、財源の確保。㈣、關係法令の整備。㈤、警察學校による人員の質的向上。(68) 逆に言えば、改革以前は、これらははっきりと問題としてとりあげられなく、曖昧なままあるがままにまかされてきたのである。

しかし、このような一見明晰に把握された新警察制度も、實際は全くの役たたずであった。その間の事情を『北京誌』によってみてみよう（句讀點、傍點は筆者が附した）。

清國の警察に就て、警察の權限及警察に對する朝野の信頼は、人の首として知らんと欲するところなるべし。今や警察事務は尚ほ創始の期に屬するとは云へ、其實際を査するに、其權限の小にして朝野信頼の微弱なる、實に豫想の及ばざるところあり。……（清國の警察が專ら捕盜を扱うことをのべる）……加之、清國の習慣として、必要によりて新官衙を置くも舊官衙を廢せず、屋上に屋を架するの弊あり。隨て、同一事務が幾多の官衙によりて執行さるゝの結果を來たす。又、官員職務權限錯綜して、系統を異にする諸官が、各其職務の關係より同じく某事務を掌るあり。故に新警察制度を布くと雖も、舊制に因る警察官衙、及び地方官が掌どり來りし警察權は、尚ほ依然として存するの奇觀を呈し、新警察官衙の職權は隨て十分ならず。然れば盜賊、及び匪類を拏捕することも十分に行ふこと能はず。是に於て、警察に對する朝野の信頼も、亦自ら薄弱なるを免れざるなり。(69)

これを見るならば、管理統制のための諸施策が、「官員職務權限錯綜」を引き起こしていたことは、十分に推測されるのである。意識的に視野の外に置き、成るが儘にまかせていたことを、視野の内に置き、明晰に把握しようとしたがために、またもや事務量の增大、責任範圍の新たな劃定を迫られ、必然的に組織の硬直化を來したのである。

そのため、清朝當局は、お決まりの重點主義をとって小手先に危機を廻避しようとした。それは外人交渉の案件で、これは外務部と巡警部によって處理され、「北京警務の現狀に於て、特筆すべきものゝ一」と目されている。(70)

かといってこれが小手先の部分的解決であることには變わりなく、新警察制度そのものは、

乃ち行うこと數年にして、姦盜更に前よりも甚し。(71)

とまで酷評されている。

清末、確かに清朝は、「近世國家ニ於ケルカ如ク一箇獨立ノ行政」として警察を打ち立てようとしたのであった。しかしそれは、それ以前から延々と續いてきた傳統中國に足をすくわれたとでも言うべきであろう。

註

(1) 『清國行政法』第貳卷、一二〇頁。

(2) 清代の警察を考えるにあたっては、北京と外省は區別して考えねばならない。北京については、渡邊修「清代の步軍統領衙門について」『史苑』四一―一が詳しい。

(3) これらについては、前稿「はじめに」で檢討を加えた。

(4) 陳文光『補未信編』牌檄部、捕役比簿。劉衡『州縣須知』稟嚴束書役革除蠹弊由。

(5) 『史料旬刊』第五期、劄辯案、方觀承摺。

(6) 同右第一一期、馮鈐摺三。

(7) 『高宗實錄』乾隆三三年七月二一日。

(8) 『州縣須知』稟覆斷追不能速繳之案遵札辦理由。Tung-Tsu Chü, *Local Government in China under the Ch'ing* (Cambridge, Mass.: Harvard Univ. Press, 1962) pp. 60—1, 237.

(9) あえて言えば、民壯が搜査に係わった可能性がないわけではないが、清代には、民壯も衙役化したとみるべきである。佐伯富「明清時代の民壯について」『東洋史研究』一五―四。『雍正時代の研究』所收。

(10) 『福惠全書』卷一一に差拘の條がある。同、審訟には、

凡差役拘到人犯、于早堂帶齊。先具報單、並原票呈驗相同。

とある。『未信編』刑名上、聽審では、

凡差役拘齊人犯、於早堂先遞到單。

と言う。

(11) 註(8)所引Chü書、七八～九頁。

(12) 滋賀秀三「淡新檔案の初步的知識――訴訟案件に現われる文書の類型――」『東洋法史の探究――島田正郎博士頌壽記念論集』所收。二六六～七頁。

(13) 『未信編』刑名上、准狀。

(14) 田文鏡『訓飭州縣條規』謹差下鄉。この書は『欽頒州縣事宜』とも言う。

(15) 註(12)と同じ。

(16) 『福惠全書』卷一一、差拘。もっとも汪輝祖『學治續說』差遣吏役不可假手代筆のように、全面的に知縣がやるべしという主張もある。

(17) 『未信編』刑名上、准狀、內號簿式。
(18) 『訓飭州縣條規』弭盜に現れる人身拘束を表現する言葉を列擧すると、拘審が一度現れる以外、全てこの五つの字に分類しうる。
(19) 滋賀秀三『清代中國の法と裁判』六五頁。徐文弼『吏治懸鏡』政務分譜、戶房、緝私鹽。
(20) 臥牛山人原編、浩齋居士校訂『增刪佐雜須知』卷二、治捕役法。
(21) 同前。『州縣須知』嚴禁捕役妄擧告示。
(22) 『福惠全書』卷一七、緝捕。
(23) 『各行事件』(蔡申之『清代州縣故事』三三頁所引。『清代州縣故事』は、『近代中國史料叢刊』所收)。
(24) 同前。ただ、註(27)の史料では「原差稟銷票」とある。
(25) 『福惠全書』卷四、清號件。
(26) 『史料旬刊』第八期、割辮案、永德摺二。
(27) 『福惠全書』卷一一、銷差。
其一審卽結者、原差稟銷票。將原票夾入口供、收入內衙銷號、粘入卷中、不得仍留差役之處。以牌票未銷、猶思索取酬謝也。
(28) 註(27)に牌票とあり、註(25)に廢牌とある。
(29) 刑房の仕事については、『福惠全書』卷二、看須知を見よ。刑幕の仕事の中心が裁判であったことは言うまでもない。闕名撰『刑幕要略』參照。
(30) 『史料旬刊』第一〇期、割辮案、高晉摺。
(31) 『綠營兵志』第八章第一節第二項。
(32) 『皇朝經世文編』卷七五、輔德「請定將弁協緝事宜疏」。
(33) 雍正一三年『澤州府志』卷一九、兵制。
(34) 『皇清奏議』卷四六、布蘭泰「請定兵役緝盜賞罰疏」。
(35) 『光緒大清會典事例』卷六三三。
(36) 『史料旬刊』第八期、割辮案、永德摺。
(37) 註(35)と同じ。
(38) 『福惠全書』卷一七、緝捕。
(39) 汪輝祖『學治臆說』卷上、和營伍。
(40) 東京大學東洋文化研究所藏乾隆三九年『中樞政考』に載せる託庸疏に、この上諭を引いている。
(41) ここで處分の對象になっている遊擊白雲上が、割辮案の搜査に參加しているからである(本文一〇五頁所引)。
(42) 註(19)所引滋賀書、二九頁。
(43) 同治四年『欽定吏部處分則例』卷一〇、妄用印信。『光緒大清會典事例』卷一一五によれば、雍正四年の議准に係る。
(44) 『學治臆說』卷上、稟揭宜委曲顯明。
(45) 東京大學東洋文化研究所藏。
(46) 『史料旬刊』第一〇期、割辮案、高晉摺。
(47) 同右第一一期、割辮案、馮鈐摺二。
(48) 『公文式』第三節第一項、劄。
(49) 『史料旬刊』第一一期、割辮案、馮鈐摺三。
(50) 『公門要略』(『清代州縣故事』、三四～五頁)。
(51) 『各行事件』(『清代州縣故事』、三三頁)。
(52) 同右(『清代州縣故事』、三四頁)。
(53) 『史料旬刊』第七期、割辮案、彰寶摺二。

(54) 『宦鄉要則』卷二、札委式。『公文式』第三節第二項、札、(四) 札委。
(55) 『未信編』錢穀下、徵比、月山曰云々。
(56) 『州縣須知』稟呈編聯保甲章程兼行團練由。
(57) 『福惠全書』卷二、設內外號簿。
(58) 『訓飭州縣條規』愼延幕賓。
(59) 註(12)所引滋賀論文、二六五、二八一頁。
(60) 『高宗實錄』乾隆三三年八月九日。
(61) 『各行事件』(『清代州縣故事』、三四頁)。
(62) 『公門要略』(『清代州縣故事』、三六頁)。
(63) 『史料旬刊』第七期、割辮案、彰寶摺。
(64) 『高宗實錄』乾隆三三年八月九日。
(65) 常兆儒「中國近代警察制度的形成」(中國社會科學院法學研究所法制史研究室編著『中國警察制度簡論』所收)。
(66) 『皇朝續文獻通考』卷一一九、警察、光緒三二年條。
(67) 同右。
(68) 同右書に基づく。
(69) 清國駐屯軍司令部編『北京誌』、三二六～七頁。
(70) 同右、三三一頁。
(71) 『皇朝續文獻通考』卷一二〇、民政部、臣謹案云々。

might seriously enforce the opium prohibition. "Punishing Neglect" meant "Punishing the Neglect of officials." In other words it meant that mismanagement and oversight was to be treated as a "Public Offense" (*gong-zui* 公罪).

Except for a respite between Jiaqing 20 (1815) and Daoguang 3 (1823), the policy of "Punishing Neglect" gradually took shape and was strengthened. The "Regulation for Punishing Neglect of the Opium Prohibition" was promulgated in Daoguang 3, and in Daoguang 19 (1839), just before the Opium War, the "Regulation Strictly to Prohibit All Opium Made by Imperial Order" was enacted, thus bringing the policy to completion.

However, the local officials in fact feared this "Punishment of Neglect" with the result that they tried to evade it. Thus it was inevitable that the prohibition on opium came to exist in name only and not in fact. It is perhaps appropriate to consider the evasion of this policy to be "Passive Corruption" of the local officials. When this conduct had spread throughout the entire bureaucracy, the influence it exerted on the Qing court's opium policies was enormous. This matter is one more reason why it was especially difficult to solve the problem of opium under the Qing.

THE FUNCTION OF THE PROVINCIAL POLICE IN THE QING PERIOD
—the Example of the Queue Cutting Case—

TANII Toshihito

It can be said in general that in premodern societies, the operations of the police were not independent, but rather were mixed in with the operations of other government services. This essay is an attempt to verify this thesis for local administration in the Qing period using the concrete example of the Queue Cutting Case.

This author has looked at the following two questions relating to

this issue: 1) With what procedures were documents concerning police activities handled? and 2) How were police duties apportioned between the local yamen and the Green Standard forces? The results indicate that, with regard to question 1), the documents concerning police activities were handled by the same people and with the same procedures as other administrative documents. With regard to question 2), it was the practice of the time to send out yamen to handle non-violent incidents and to send out Green Standard troops to handle violent incidents. But it was only with the advent of the Queue Cutting Case that this procedure was put into law.

These results confirm the above mentioned thesis for the Qing case. At the same time, the research indicated the special characteristics of the Qing dynasty. Namely, the Qing state generated a huge number of administrative documents, and since police documents were not treated separately, there were apt to be delays in responding to law enforcement problems.

CONCERNING THE THANH HÓA GROUP IN THE EARLY YEARS OF THE LÊ DYNASTY IN VIETNAM

YAO Takao

It is generally recognized that in Vietnam, the reign of the fifth emperor of the Lê 黎 Dynasty, Lê Thánh Tôn 黎聖宗 (r. 1460–97) achieved a golden age. The greatest achievement at this time was the consolidation of the civil and military bureaucratic system. The purpose of this paper is to clarify this process of control over military officers.

In 1427, Lê Lợ'i 黎利 caused the abdication of Ming's troop and in the next year took the throne himself, but political power was in the hands of the generals who helped him with this deed. The posts of prime ministerial rank were dominated by men of the same area as Lê Lợ'i, that is Thanh Hóa 清化, and they made up the so-called "Thanh Hóa